

福山ブランド認定品・登録活動発信業務について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2024年（令和6年）5月28日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

(1) 業務名 福山ブランド認定品・登録活動発信業務

(2) 業務場所 本業務における履行場所は、次のとおりとする。

ア 福山市市長公室情報発信課（福山市東桜町3番5号）

イ 受注者の所在地

ウ 福山市が指定した場所

(3) 業務内容

福山ブランド認定品・登録活動発信業務に関するプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

(4) 業務履行期間

契約締結の日から2024年（令和6年）12月25日（水）まで。

2 委託費

委託費の上限は、2,569千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

4 評価基準及び評価項目

福山ブランド認定品・登録活動発信業務委託に係る企画書等評価基準及び採点表に定めるところによる。

5 受注候補者の特定

福山ブランド認定品・登録活動発信業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市市長公室情報発信課

住 所：〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号（本庁舎 4 階）

電 話：084-928-1135（直通）

FAX：084-931-2056

E-mail：brand@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2024 年（令和 6 年）5 月 28 日（火）
実施要領等の配付期間	公告の日から 2024 年（令和 6 年）6 月 11 日（火）まで
質問書受付期間	公告の日から 2024 年（令和 6 年）6 月 7 日（金） 午後 5 時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2024 年（令和 6 年）6 月 10 日（月） ※回答は適宜福山市ホームページに掲載
参加申込書の受付期間	公告の日から 2024 年（令和 6 年）6 月 11 日（火） 午後 5 時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2024 年（令和 6 年）6 月 13 日（木）
企画提案書の受付期間	2024 年（令和 6 年）6 月 17 日（月）から 2024 年（令和 6 年）6 月 26 日（水）午後 5 時まで
一次審査の実施	2024 年（令和 6 年）7 月 1 日（月）
一次審査の結果通知	2024 年（令和 6 年）7 月 3 日（水）
二次審査の実施	2024 年（令和 6 年）7 月 10 日（水）

二次審査の結果通知（予定）	2024 年（令和 6 年）7 月 12 日（金）
---------------	---------------------------

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

公告の日から 2024 年 6 月 11 日（火）まで

イ 配付場所

(1) に同じ。

※福山市ホームページからもダウンロード可能。

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が 1 者のみの取扱い

参加申込書又は企画提案書の提出者が 1 者のみの場合は、当該 1 者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が実施要領 9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2 の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合 等

9 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。